

IV 資 料

1 市民センターの予算

<歳 出>

〔市民センターにかかる経費〕

単位:千円

		平成20年度(決算)	平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
地域社会教育事業費(※)		519,892	520,686	532,427	562,490	609,925
市民センター 施設費	運営管理費	1,294,120	1,240,579	1,263,126	1,269,920	1,345,518
	施設整備費 ・改築費等	313,747	964,852	917,176	738,945	513,743
合 計		2,127,759	2,726,117	2,712,729	2,571,355	2,469,186

※地域社会教育事業費 内訳

単位:千円

		平成20年度(決算)		平成21年度(決算)		平成22年度(決算)		平成23年度(決算)		平成24年度(予算)	
		拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館
各種 講座等	家庭教育推進 事業	573	4,997	423	5,036	575	4,665	330	2,664	259	4,386
	青少年健全育成 事業	3,436	3,322	2,153	3,341	1,357	3,772	752	2,647	996	3,859
	成人学習振興 事業	332	6,143	309	8,029	496	6,898	506	4,236	1,453	6,547
	高齢者学習振興 事業	555	4,426	548	5,019	608	5,489	285	5,805	568	5,461
	地域社会教育 推進事業	1,631	4,810	782	4,245	1,124	4,117	808	5,033	1,946	4,151
	民間指導者育成 事業	1,811	2,578	1,287	3,013	1,218	2,895	1,108	1,633	1,324	2,695
	学習情報提供 事業	841	2,624	689	108	528	90	596	2,404	497	901
	若者による まちづくり実践塾					682		758		1,725	
	住民参画・問題解 決型学習推進事業							1,442		2,609	
	子ども参画型社会 創造支援事業							1,740		2,654	
	学び直し事業							615		600	
	地域づくり大学院 事業									1,210	
	地域の絆づくり推 進事業									2,940	
小 計		9,179	28,900	6,191	28,791	6,588	27,926	8,940	24,422	18,781	28,000
学習情報提供事業 (情報コーナー・学習 情報提供システム関係)		15,151		14,966		15,443		17,996		20,542	
その他事務経費		11,159	455,503	20,305	450,433	13,444	469,026	13,173	497,959	15,567	527,035
合 計		35,489	484,403	41,462	479,224	35,475	496,952	40,109	522,381	54,890	555,035

<歳 入>

単位:千円

	平成20年度(決算)	平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
市民センター使用料	158,929	152,448	129,114	121,034	168,944

2 平成24年度 市民センター職員数

(平成24年6月1日現在)

 部分は嘱託職員

 内部で兼務

 外部と兼務

青葉区

	職名 館名	教 育 委 員 会											(公財)ひと・まち交流財団						総 計	
		セン ター 長	セン ター 次 長	係 長	主 査		主 任		主 事		正職員以外		合 計	(館 常勤嘱託) 長	事業職員			非常 勤嘱託		合 計
					社会 教育主 事	主 査	社会 教育主 事	主 任	社会 教育主 事	主 事	臨時 職員	専門 員			主 任	事業 職員	事務 職員			
1	青葉区中央	1		1	3			4			1	1	11	兼1	1	5		2	8	19
2	柏 木												0	1		4		1	6	6
3	広 瀬												0	兼2	1	3			4	4
4	宮城西												0	1	1	2		1	5	5
5	北 山												0	1	1	3		1	6	6
6	福 沢												0	1	1	2	1	1	6	6
7	旭ヶ丘												0	1	1	3		2	7	7
8	三本松												0	1		3	1	1	6	6
9	片 平												0	1	1	3		1	6	6
10	大 沢												0	1		4		1	6	6
11	水の森												0	1	1	3		1	6	6
12	貝ヶ森												0	1	1	3		1	6	6
13	落 合												0	1	1	3		1	6	6
14	中 山												0	1	1	3		1	6	6
15	折 立												0	1		3	1	1	6	6
16	吉 成												0	1	1	3		1	6	6
17	木町通												0	1	1	3		2	7	7
	小 計	1	0	1	3	0	0	4	0	0	1	1	11	15	13	53	3	19	103	114

宮城野区

1	中 央	1	1	兼1	3			4		1	2		13	兼1	1	5		2	8	21
	市民センター事業推進室	1			1	2		2			1		7							7
2	高 砂												0	1	1	3		1	6	6
3	岩 切												0	1	1	2		1	5	5
4	鶴ヶ谷												0	1	1	1			3	3
5	榴岡(軽体育館含む)												0	1	2	6		2	11	11
6	東 部												0	1	1	2	1	1	6	6
7	幸 町												0	1	1	3		1	6	6
8	田 子												0	1	1	2	1	1	6	6
9	福 室												0	1	1	3		1	6	6
	小 計	2	1	2	5	0	0	6	0	1	3	0	20	8	10	27	2	10	57	77

若林区

1	若林区中央	1		1	2			1		1		1	7	兼1	1	3			4	11
2	七 郷												0	1		4		1	6	6
3	荒 町												0	1		3	1	1	6	6
4	六 郷												0	1	1	2	1	1	6	6
5	若 林												0	1	1	3		1	6	6
6	沖 野												0	1	1	3		1	6	6
	小 計	1	0	1	2	0	0	1	0	1	0	1	7	5	4	18	2	5	34	41

太白区

		教 育 委 員 会										(公財)ひと・まち交流財団								
	職名 館名	センター長	センター次長	係長	主 査		主 任		主 事		正職員以外		合 計	(常勤嘱託)館長	事業職員				合 計	総 計
					社会教育主事	主 査	社会教育主事	主 任	社会教育主事	主 事	臨時職員	専門員			主 任	事業職員	常勤嘱託事務職員	非常勤嘱託		
1	太白区中央	1		1	3			1		1	1		8	兼1	1	3			4	12
2	中田												0	1		3	1	1	6	6
3	生出												0	1	1	2	1	1	6	6
4	秋保												0	1		4	1	1	7	7
5	馬場												0	兼1		兼4	兼1	兼1	0	0
6	湯元												0	兼1		兼4	兼1	兼1	0	0
7	西多賀												0	1		3	1	1	6	6
8	八本松												0	1		4		1	6	6
9	八木山												0	1		4		1	6	6
10	山田												0	1	1	3		1	6	6
11	茂庭台												0	1		3	1	1	6	6
12	東中田												0	1		4		1	6	6
13	柳生												0	1	1	2	1	1	6	6
14	富沢												0	1	1	3		1	6	6
	小 計	1	0	1	3	0	0	1	0	1	1	0	8	11	5	38	6	11	71	79

泉 区

1	泉区中央	1		1	3			2			1		8	兼1	1	5		8	16
2	根白石												0	1		3	1	6	6
3	南光台												0	1		1	1	3	6
4	黒松												0	1	1	3		7	6
5	将監												0	1	1	3		6	6
6	加茂												0	1	1	3		3	6
7	高森												0	1		4		6	6
8	松陵												0	1	1	2	1	6	6
9	寺岡												0	1		3	1	6	6
10	長命ヶ丘												0	1		4		6	6
11	松森												0	1		3	1	7	7
12	桂												0	1		4		6	6
13	南中山												0	1	1	2	1	6	6
	小 計	1	0	1	3	0	0	2	0	0	1	0	8	12	6	40	6	76	89

総 計

		教 育 委 員 会											(公財)ひと・まち交流財団							
	職名 館名	センター長	センター次長	係長	主 査		主 任		主 事		正職員以外		合 計	(常勤嘱託)館長	事業職員			合 計	総 計	
					社会教育主事	主 査	社会教育主事	主 任	社会教育主事	主 事	臨時職員	専門員			主 任	事業職員	事務常勤嘱託			非常勤嘱託
	計	6	1	6	16	0	0	14	0	3	6	2	54	51	38	176	19	60	344	398

3 平成24年度 主催講座の事業別実施状況

区 名		青 葉 区													
館 名		青葉区中央	柏木	北山	福沢	旭ヶ丘	三本松	片平	水の森	貝ヶ森	中山	折立	広瀬	宮城西	大沢
事 業															
家 庭 教 育 推 進 事 業															
(例) 子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 ブレバママ講座 絵本よみきかせ講座	講座数	2	0	0	1	0	2	2	1	2	1	1	1	0	1
	回 数	16	0	0	6	0	9	9	4	5	1	4	2	0	2
	参加者数	456	0	0	109	0	288	353	127	145	56	97	44	0	35
青 少 年 健 全 育 成 事 業															
(例) インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数	8	2	4	4	3	3	3	3	2	3	3	4	3	3
	回 数	77	8	8	24	7	11	12	5	4	6	3	8	7	4
	参加者数	2,342	180	384	284	763	828	404	81	939	498	181	400	194	59
成 人 学 習 振 興 事 業															
(例) 自然体験教室 エコライフ講座 裁判員制度講座 男の料理教室 パソコン・デジカメ教室 社会教育実習生の受入	講座数	6	3	1	1	3	1	5	0	2	2	2	4	4	3
	回 数	157	13	2	12	8	3	29	0	9	7	11	31	27	24
	参加者数	6,282	138	196	86	113	19	340	0	138	116	138	1,257	536	281
高 齢 者 学 習 振 興 事 業															
(例) 明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室 シニアパソコン教室	講座数	2	2	3	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1
	回 数	14	15	17	12	12	10	10	11	10	17	14	10	8	8
	参加者数	457	702	349	662	1,205	670	500	793	452	507	487	507	426	184
地 域 社 会 教 育 推 進 事 業															
(例) 市民センターまつり 地域懇談会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数	9	6	6	5	10	7	6	8	10	6	6	11	4	7
	回 数	45	19	17	15	40	21	8	38	30	17	9	73	14	30
	参加者数	2,807	625	1,035	1,907	4,845	1,232	1,773	3,448	2,701	1,854	1,881	5,904	2,601	3,309
民 間 指 導 者 育 成 事 業															
(例) 各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 ジュニアリーダー育成支援 子ども広場サポーター養成講座	講座数	4	2	3	3	2	3	1	3	1	2	3	3	0	4
	回 数	48	10	28	15	35	18	5	28	14	19	15	26	0	25
	参加者数	290	105	152	88	137	124	68	164	135	197	153	214	0	175
合 計		31	15	17	15	19	17	18	16	18	16	17	24	12	19
		357	65	72	84	102	72	73	86	72	67	56	150	56	93
		12,634	1,750	2,116	3,136	7,063	3,161	3,438	4,613	4,510	3,228	2,937	8,326	3,757	4,043

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は、「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

- (※1) 旭ヶ丘市民センターと三本松市民センターの「人生を豊かにする感性の磨き方」、青葉区中央市民センターと福沢市民センターの「わたしたちのコミスク」、青葉区中央市民センターと区内地区館の「インリー」
- (※2) 柏木市民センターと北山市民センターの「スマートエイジングサロン」
- (※3) 柏木市民センターと北山市民センターの「国際交流講座」、旭ヶ丘市民センターと三本松市民センターの「台原中学校PTA共催事業会議」
- (※4) 青葉区中央市民センターと柏木市民センターの「地域元気クラブ」
- (※5) 宮城野区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」
- (※6) 宮城野区中央市民センターと榴岡市民センターの「榴岡老壮大学」
- (※7) 高砂市民センター、福室市民センター、田子市民センターの「三館連携事業」、宮城野区中央市民センターと榴岡市民センターの「地域と学ぶ」とその企画検討委員会及び、「和・輪・話で語ろう!」とその企
- (※8) 宮城野区中央市民センターと榴岡市民センターの「平和学習語り部ボランティアブラッシュアップ講座」
- (※9) 若林区中央市民センターと沖野市民センターの「沖野学園」、若林区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」
- (※10) 若林区中央市民センターと沖野市民センターの「沖野でザリガニ釣り」

				宮 城 野 区										若 林 区							
落合	吉成	木町通	小計	中央	宮城野 区中央	高砂	岩切	鶴ヶ谷	榴ヶ岡	東部	幸町	田子	福室	小計	若林区 中央	七郷	荒町	六郷	沖野	若林	小計
1	2	4	21	1	1	3	2	0	1	1	3	1	1	14	4	1	1	0	2	1	9
2	7	18	85	5	2	12	4	0	2	6	16	1	3	51	7	3	1	0	8	4	23
7	122	330	2,169	74	40	510	309	0	57	68	242	27	118	1,445	227	32	76	0	197	28	560
(※1)				(※5)										(※9)							
2	7	4	40	4	4	3	6	4	4	3	2	3	4	29	8	2	4	3	5	4	19
2	15	16	176	9	18	16	31	16	5	9	6	17	12	131	32	5	52	6	26	13	112
76	418	389	6,686	516	572	452	482	804	238	634	127	719	910	5,081	1,610	319	632	156	1,059	611	3,602
2	2	2	43	7	4	1	0	0	1	1	0	3	1	18	3	1	1	4	1	2	12
11	6	13	363	31	21	13	0	0	3	5	0	18	2	93	137	3	3	9	3	8	163
72	98	113	9,923	420	286	336	0	0	64	34	0	307	138	1,585	3,318	36	71	99	46	67	3,637
(※2)				(※6)										(※10)							
1	2	1	23	2	2	1	2	1	1	2	1	1	1	13	3	1	2	1	1	1	9
12	19	8	204	35	8	9	22	11	12	15	11	10	10	136	25	11	17	10	11	12	86
318	611	392	9,180	14,729	700	983	1,172	663	1,123	467	478	423	746	20,836	1,632	757	796	925	578	911	5,599
(※3)				(※7)										(※8)							
5	10	5	119	9	15	8	8	5	9	8	10	4	9	79	9	8	5	10	3	4	39
17	21	18	423	22	71	75	27	19	28	43	61	10	44	382	40	60	27	35	12	14	188
1,322	1,821	1,253	40,183	2,145	3,001	14,095	2,501	519	1,782	1,698	4,056	3,085	3,735	36,143	3,105	14,444	3,413	4,200	8,476	1,501	35,139
(※4)				(※8)										(※10)							
3	1	2	39	9	5	4	2	3	1	2	3	3	4	35	8	2	3	4	4	4	24
21	6	10	316	70	13	25	4	29	4	14	31	27	56	269	65	18	33	28	21	22	186
79	91	35	2,118	897	110	126	22	165	42	249	170	169	375	2,283	721	129	171	317	285	434	1,990
14	24	18	285	32	31	20	20	13	17	17	19	15	20	188	35	15	16	22	16	16	112
65	74	83	1,567	172	133	150	88	75	54	92	125	83	127	1,062	306	100	133	88	81	73	758
1,874	3,161	2,512	70,259	18,781	4,709	16,502	4,486	2,151	3,306	3,150	5,073	4,730	6,022	67,373	10,613	15,717	5,159	5,697	10,641	3,552	50,527

区 名			太 白 区											
館 名			太白区中央	生出	中田	西多賀	八本松	八木山	山田	茂庭台	東中田	柳生	秋保	富沢
事 業			小計											
家 庭 教 育 推 進 事 業														
(例) 子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 プレババママ講座 絵本よみかせ講座	講座数		2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	3	16
	回 数		18	26	5	6	10	1	4	4	4	3	3	97
	参加者数		779	389	44	261	163	14	20	48	36	141	46	2,420
青 少 年 健 全 育 成 事 業			(※11)											
(例) インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数		4	4	3	5	2	4	2	4	5	6	2	33
	回 数		18	17	4	26	6	46	5	12	22	14	7	183
	参加者数		808	407	214	2,735	252	957	158	458	472	367	183	6,961
成 人 学 習 振 興 事 業														
(例) 自然体験教室 エコライフ講座 裁判員制度講座 男の料理教室 パソコン・デジカメ教室 社会教育実習生の受入	講座数		2	1	2	2	3	0	2	1	4	2	6	26
	回 数		15	14	9	9	10	0	17	6	16	9	20	128
	参加者数		1,108	185	107	119	158	0	189	69	310	49	359	2,707
高 齢 者 学 習 振 興 事 業														
(例) 明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室 シニアパソコン教室	講座数		3	1	2	1	1	2	3	1	1	1	1	18
	回 数		27	10	17	10	10	13	29	10	10	10	9	165
	参加者数		1,701	192	650	485	586	493	1,079	402	533	362	205	7,116
地 域 社 会 教 育 推 進 事 業			(※12)											
(例) 市民センターまつり 地域懇談会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数		13	5	7	8	8	7	7	6	3	9	9	84
	回 数		33	10	29	33	39	87	21	21	10	21	33	347
	参加者数		6,531	3,575	6,285	3,901	6,086	8,782	5,044	2,822	4,140	2,994	3,004	55,195
民 間 指 導 者 育 成 事 業														
(例) 各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 ジュニアリーダー育成支援 子ども広場サポーター養成講座	講座数		6	4	5	6	1	2	3	4	2	2	1	38
	回 数		68	9	32	37	4	13	24	18	10	20	13	257
	参加者数		687	175	406	410	19	179	109	113	82	121	46	2,395
合 計			30	16	20	24	16	16	18	17	16	21	20	215
			179	86	96	121	79	160	100	71	72	77	85	1,177
			11,614	4,923	7,706	7,911	7,264	10,425	6,599	3,912	5,573	4,034	3,843	76,794

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は、「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

(※11) 太白区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

(※12) 太白区中央市民センターと秋保市民センターの「学びのコミュニティ推進事業」、太白区中央市民センターの「魅力アップ懇話会」

(※13) 泉区中央市民センターと根白石市民センターの「泉区西部のまちおこし」、泉区中央市民センターと将監市民センターの「みんなの居場所」

泉 区														
泉区 中央	根白石	南光台	黒松	将監	加茂	高森	松陵	寺岡	長命 ヶ丘	松森	桂	南中山	小計	総計
2	1	0	2	1	2	1	1	2	3	2	1	1	19	79
3	1	0	15	1	5	3	2	4	10	7	1	7	59	315
211	14	0	263	40	325	41	90	106	487	144	219	144	2,084	8,678
6	2	3	4	5	1	7	2	5	2	2	2	5	46	167
24	6	4	21	18	6	29	4	10	10	5	7	9	153	755
918	173	245	901	551	111	910	365	399	301	128	162	306	5,470	27,800
1	4	1	2	1	5	2	4	1	4	1	3	2	31	130
5	14	2	5	3	13	5	9	1	18	9	12	6	102	849
73	307	43	97	62	270	75	153	29	184	121	201	91	1,706	19,558
2	4	1	2	2	1	2	1	2	2	1	1	1	22	85
16	26	11	10	15	11	11	9	14	15	10	10	10	168	759
626	433	550	485	508	356	390	577	455	606	383	433	444	6,246	48,977
(※13)														
13	7	6	5	9	8	6	8	6	5	9	7	6	93	414
77	24	18	16	26	18	31	21	16	9	24	16	20	294	1,634
2,973	1,473	1,243	1,413	3,526	2,233	7,080	2,680	1,946	2,934	1,976	4,616	747	34,239	200,899
3	3	2	2	3	5	2	3	3	1	3	3	3	36	172
19	18	13	12	14	23	18	28	28	5	20	20	59	277	1,305
210	237	41	131	148	315	434	198	439	64	99	127	590	3,033	11,819
27	21	13	17	21	22	20	19	19	17	18	17	18	247	1,047
144	89	48	79	77	76	97	73	73	67	75	66	111	1,053	5,617
5,011	2,637	2,122	3,290	4,835	3,610	8,930	4,063	3,374	4,576	2,851	5,758	2,322	52,778	317,731

*「平成24年度仙台市市民センター事業報告書」等に基づき集計

4 主催事業参加者数推移

(※)2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は表上段の市民センターに計上しています。

青 葉 区

(単位:人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
青 葉 区 中 央	15,843	15,742	17,946	16,907	10,386	12,593	
柏 木	2,919	2,357	2,160	2,234	1,528	1,614	
北 山	4,053	3,666	249	229	1,149	2,001	平成21年6月1日～平成23年1月17日 現地建替工事のため休館
福 沢	4,306	1,217	2,245	2,430	1,931	2,847	平成20年6月～平成21年1月 改修工事のため休館
旭 ケ 丘	9,237	6,690	5,358	5,956	3,854	6,986	
三 本 松	2,345	2,854	3,007	2,680	741	2,347	
片 平	1,798	1,404	1,269	1,929	2,056	3,397	
水 の 森	8,628	7,268	4,909	5,016	4,275	4,575	
貝 ケ 森	4,192	4,253	4,158	5,417	3,478	4,417	
中 山	3,262	2,746	3,618	3,632	3,139	3,135	
折 立	5,051	1,811	2,168	2,437	2,129	2,918	
広 瀬	6,945	6,329	6,376	7,365	8,615	8,266	
宮 城 西	4,124	3,917	3,904	3,075	3,245	3,740	平成22年8月1日～平成24年7月2日 改築工事のため休館
大 沢	3,866	3,835	2,932	3,859	3,118	4,016	
落 合	4,880	3,753	3,549	4,286	549	1,814	
吉 成	2,309	2,572	2,855	2,756	2,116	3,122	
木 町 通	2,717	3,780	4,164	2,023	1,551	2,471	
計	86,475	74,194	70,867	72,231	53,860	70,259	

宮 城 野 区

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
中 央	18,105	18,577	19,218	17,766	5,350	18,781	
宮 城 野 区 中 央	—	—	—	—	—	4,709	平成24年8月28日新設
高 砂	6,925	9,418	8,619	13,855	4,813	16,467	
岩 切	5,185	4,225	3,953	4,683	1,463	4,451	
鶴 ケ 谷	5,275	5,196	4,760	5,420	1,808	2,091	平成23年3月11日の東日本大震災以降 休館
榴 ケ 岡	3,632	3,942	3,704	4,850	2,326	2,329	平成22年10月1日～12月31日:耐震工 事等のため一部施設の貸出停止。平成 24年1月5日～2月6日改修工事のため休 館 平成24年8月1日～27日宮城野区中央 市民センター開館準備のため休館。平 成24年8月28日軽体育館を市民センター に名称変更
東 部	2,469	2,348	1,269	2,554	2,570	3,094	平成21年6月22日～平成22年1月12日 大規模改修工事のため休館
幸 町	6,074	4,742	3,995	4,453	3,047	5,024	
田 子	6,801	7,001	6,438	5,554	3,796	4,583	
福 室	3,564	3,675	4,298	4,461	4,895	5,844	
計	58,030	59,124	56,254	63,596	30,068	67,373	

◆平成23年3月11日に発生した東日本大震災により全館休館となりましたが、4月以降順次開館し、平成23年11月までに、建て替えとなる鶴ヶ谷市民センターと南光台市民センターを除いて開館しました。

*「平成24年度仙台市市民センター事業報告書」等に基づき集計

若林区

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
若林区中央	12,920	12,585	12,510	11,590	6,035	10,531	
七郷	33,456	33,712	1,480	16,861	13,422	15,682	平成21年6月22日～平成22年2月15日 大規模改修工事のため休館
荒町	5,600	4,521	3,934	3,357	3,414	5,093	平成22年1月11日～2月1日 建て替えた施設の開館準備のため休館
六郷	10,410	12,088	6,108	931	4,180	5,659	平成22年4月1日～12月6日 大規模改修工事のため休館
沖野	7,893	8,281	7,436	7,969	9,850	10,070	
若林	5,415	6,431	5,921	4,906	3,420	3,492	
計	75,694	77,618	37,389	45,614	40,321	50,527	

太白区

(単位:人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
太白区中央	11,683	14,437	15,170	16,526	10,665	11,472	
生出	4,683	4,864	4,845	6,272	5,757	4,877	
中田	15,727	8,047	7,493	9,368	6,683	7,652	
西多賀	7,720	6,022	5,876	6,145	5,157	7,844	
八本松	6,167	6,736	6,765	7,739	7,401	7,204	
八木山	8,451	9,113	14,298	16,536	16,403	10,347	平成20年10月15日～11月17日:体育館 移転増改築工事のため体育館閉館
山田	5,324	5,946	6,305	5,587	4,643	6,534	
茂庭台	3,673	3,935	3,690	4,571	4,885	3,866	
東中田	5,958	4,730	4,983	5,792	5,523	5,523	
柳生	3,323	3,377	3,168	3,931	4,700	3,993	
秋保	5,009	5,580	5,894	5,853	2,948	3,768	
富沢	5,443	5,676	4,994	4,698	3,988	3,714	
計	83,161	78,463	83,481	93,018	78,753	76,794	

泉区

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
泉区中央	5,758	6,817	6,629	11,219	3,571	5,011	
根白石	2,040	3,013	2,337	2,351	1,641	2,239	平成21年11月1日～平成22年2月28日 ホール工事
南光台	6,875	6,744	6,293	6,328	3,033	2,122	平成23年3月11日の東日本大震災以降 休館
黒松	3,980	3,970	2,751	3,726	3,583	3,290	
将監	3,617	4,402	4,511	4,636	3,428	4,632	
加茂	2,710	3,582	3,867	3,655	881	3,610	平成23年9月1日～平成24年4月16日 大規模改修工事のため休館
高森	6,171	6,426	6,675	6,707	6,443	8,930	
松陵	5,290	5,823	3,787	4,169	4,102	4,063	平成20年2月4日～25日 ホール工事
寺岡	3,123	3,176	3,456	3,671	3,017	3,374	
長命ヶ丘	5,243	5,842	4,581	3,976	3,952	4,576	
松森	2,941	3,587	3,538	4,104	2,389	2,851	
桂	4,450	4,943	4,606	6,789	3,792	5,758	
南中山	3,154	2,942	3,125	4,670	1,690	2,322	
計	55,352	61,267	56,156	66,001	41,522	52,778	

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
合計	358,712	350,666	304,147	340,460	244,524	317,731	

5 市民センター利用者数推移

青 葉 区

(単位:人)

	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度
青 葉 区 中 央	106,840	106,166	106,787	96,397	50,101	94,071
柏 木	36,574	34,987	41,807	31,999	18,647	29,865
北 山	59,625	61,169	5,783	2,595	32,973	32,963
福 沢	60,044	24,527	56,732	47,434	44,980	49,167
旭 ケ 丘	107,529	104,350	94,620	81,680	24,868	79,339
三 本 松	41,562	38,725	37,732	25,579	9,872	22,134
片 平	68,266	69,528	65,556	64,195	33,922	63,226
水 の 森	71,719	81,484	59,188	55,888	50,571	58,791
貝 ケ 森	75,976	61,226	68,075	62,547	44,493	46,996
中 山	73,495	74,276	69,647	59,007	39,289	60,496
折 立	47,879	47,577	49,407	42,172	34,367	45,968
広 瀬	50,025	50,867	52,981	44,983	46,475	54,723
宮 城 西	21,417	21,862	19,044	4,537	0	15,331
大 沢	38,829	39,729	40,852	33,228	31,217	28,185
落 合	61,687	50,660	58,183	36,408	29,709	37,602
吉 成	70,804	64,287	59,524	46,819	45,780	44,967
木 町 通	80,384	82,900	76,989	72,566	60,050	77,012
計	1,072,655	1,014,320	962,907	808,034	597,314	840,836

※宮城西:平成22年8月1日から平成24年7月2日まで現地建て替え工事のため休館

宮 城 野 区

	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度
中 央	149,196	150,888	141,559	155,651	71,222	100,941
宮 城 野 区 中 央	-	-	-	-	-	34,930
高 砂	88,539	87,814	79,911	66,290	40,631	75,472
岩 切	42,519	45,496	41,715	38,458	13,722	36,377
鶴 ケ 谷	70,186	73,304	74,269	60,606	0	0
榴 ケ 岡	34,717	34,062	38,612	26,494	4,915	9,006
(榴岡公園軽体育館)	44,514	42,263	40,417	33,306	21,695	34,031
東 部	51,865	49,004	22,108	43,270	36,023	37,907
幸 町	65,659	67,099	67,277	60,539	17,863	58,593
田 子	104,250	101,531	73,619	54,959	34,369	59,956
福 室	83,449	77,669	75,205	67,373	41,811	73,434
計	734,894	729,130	654,692	606,946	282,251	520,647

※宮城野区中央:平成24年8月28日新設

※鶴ケ谷:東日本大震災の影響により休館中

※榴ケ岡:平成24年8月1日から27日まで宮城野区中央市民センター開館準備のため休館

※榴岡軽体育館:平成24年8月28日に榴ケ岡市民センターに名称変更

若 林 区

	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度
若 林 区 中 央	100,156	95,454	93,836	89,473	47,224	86,111
七 郷	101,542	99,106	20,418	57,406	28,643	65,520
荒 町	54,099	51,323	47,397	58,544	37,056	58,902
六 郷	88,122	92,834	91,798	17,761	36,122	71,186
沖 野	62,292	63,150	58,588	54,716	42,744	57,682
若 林	89,755	77,533	59,294	49,980	47,894	50,883
計	495,966	479,400	371,331	327,880	239,683	390,284

太 白 区

(単位:人)

	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度
太 白 区 中 央	89,405	97,917	94,809	92,298	64,928	86,755
生 出	21,570	21,837	23,221	16,623	12,040	17,526
中 田	24,471	54,772	63,880	48,272	41,628	45,318
西 多 賀	62,470	63,758	62,378	54,169	51,706	53,451
八 本 松	60,740	60,584	66,309	44,632	50,407	48,559
八 木 山	51,203	53,112	56,842	46,671	34,229	48,855
山 田	46,019	46,978	56,427	39,849	27,807	39,918
茂 庭 台	48,428	46,490	45,824	42,337	35,795	42,645
東 中 田	62,913	59,932	55,535	49,499	46,868	52,958
柳 生	74,516	71,967	72,217	63,539	59,954	68,307
秋 保	13,169	13,360	13,963	8,288	7,955	9,393
馬 場	4,275	4,761	5,398	3,666	2,978	3,906
湯 元	4,977	7,764	7,590	8,835	7,359	7,114
富 沢	86,900	91,527	80,193	70,340	38,492	60,519
計	651,056	694,759	704,586	589,018	482,146	585,224

泉 区

	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度
泉 区 中 央	68,658	68,294	63,644	57,934	41,907	51,947
根 白 石	29,423	29,095	27,201	21,423	11,842	22,193
南 光 台	36,916	37,617	35,336	29,100	0	0
黒 松	60,211	61,436	60,247	51,311	40,778	53,756
将 監	53,257	52,581	53,675	37,585	28,913	36,617
加 茂	52,759	51,216	51,683	47,739	8,646	45,660
高 森	42,987	44,156	42,731	34,776	31,932	36,511
松 陵	41,471	46,172	41,876	29,412	15,611	30,385
寺 岡	47,411	38,589	53,229	36,165	34,201	40,699
長 命 ケ 丘	47,052	47,115	48,099	40,850	36,578	46,958
松 森	44,489	48,891	44,973	42,262	37,967	37,207
桂	67,475	66,211	59,586	50,586	42,309	53,370
南 中 山	53,337	54,556	57,504	48,519	68,371	39,156
計	645,446	645,929	639,784	527,662	399,055	494,459

※南光台:東日本大震災の影響により休館中

※加茂:平成23年9月1日から平成24年4月16日まで大規模改修工事により休館

	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度
合 計	3,600,017	3,563,538	3,333,300	2,859,540	2,000,449	2,831,450

◆平成22年度以降の利用者数には、市民センターまつり参加者分は含まない。

*「平成24年度仙台市市民センター事業報告書」等に基づき集計

6 仙台市市民センター条例・施行規則

仙台市市民センター条例

平成二年三月一六日
仙台市条例第八号

(設置)

第一条 市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十四条の規定に基づき、市民センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台市中央市民センター	仙台市宮城野区榴岡四丁目1番8号
仙台市柏木市民センター	仙台市青葉区柏木三丁目3番1号
仙台市青葉区中央市民センター	仙台市青葉区一番町二丁目1番4号
仙台市生田市民センター	仙台市太白区茂庭字新熊野64番地
仙台市高砂市民センター	仙台市宮城野区高砂一丁目24番地の9
仙台市中田市民センター	仙台市太白区中田四丁目1番5号
仙台市岩切市民センター	仙台市宮城野区岩切三所南88番地の2
仙台市七郷市民センター	仙台市若林区荒井字掘添65番地の5
仙台市広瀬市民センター	仙台市青葉区下愛子字観音堂5番地
仙台市宮城西市民センター	仙台市青葉区熊ヶ根字石積47番地
仙台市秋保市民センター	仙台市太白区秋保町長袋字大原44番地の1
仙台市馬場市民センター	仙台市太白区秋保町馬場字竹林45番地の1
仙台市湯元市民センター	仙台市太白区秋保町湯向2番地の20
仙台市泉区中央市民センター	仙台市泉区市名坂字東裏53番地の1
仙台市根白石市民センター	仙台市泉区根白石字杉下前24番地
仙台市南光台市民センター	仙台市泉区南光台七丁目1番30号
仙台市黒松市民センター	仙台市泉区黒松一丁目33番40号
仙台市将監市民センター	仙台市泉区将監八丁目2番1号
仙台市加茂市民センター	仙台市泉区加茂四丁目2番地
仙台市鶴ヶ谷市民センター	仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目19番地の1
仙台市榴ヶ岡市民センター	仙台市宮城野区五輪一丁目3番1号
仙台市東部市民センター	仙台市宮城野区平成一丁目3番27号
仙台市荒町市民センター	仙台市若林区荒町86番地の2
仙台市北山市民センター	仙台市青葉区新坂町8番4号
仙台市若林区中央市民センター	仙台市若林区南小泉一丁目1番1号、保春院前丁3番地の4
仙台市西多賀市民センター	仙台市太白区西多賀三丁目6番8号

仙台市六郷市民センター	仙台市若林区今泉一丁目3番19号
仙台市福沢市民センター	仙台市青葉区福沢町9番9号
仙台市八本松市民センター	仙台市太白区八本松二丁目4番20号
仙台市旭ヶ丘市民センター	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目25番15号
仙台市八木山市民センター	仙台市太白区八木山本町一丁目43番地
仙台市三本松市民センター	仙台市青葉区堤町三丁目23番1号
仙台市山田市民センター	仙台市太白区山田北前町13番1号
仙台市茂庭台市民センター	仙台市太白区茂庭台四丁目1番10号
仙台市片平市民センター	仙台市青葉区米ヶ袋一丁目1番35号
仙台市東中田市民センター	仙台市太白区四郎丸字吹上51番地
仙台市高森市民センター	仙台市泉区高森六丁目1番地の2
仙台市松陵市民センター	仙台市泉区松陵五丁目20番地の2
仙台市大沢市民センター	仙台市青葉区芋沢字要害65番地
仙台市水の森市民センター	仙台市青葉区水の森四丁目1番1号
仙台市若林市民センター	仙台市若林区若林三丁目15番20号
仙台市沖野市民センター	仙台市若林区沖野七丁目34番43号
仙台市寺岡市民センター	仙台市泉区寺岡二丁目14番地の4
仙台市貝ヶ森市民センター	仙台市青葉区貝ヶ森一丁目4番6号
仙台市幸町市民センター	仙台市宮城野区幸町三丁目13番13号
仙台市長命ヶ丘市民センター	仙台市泉区長命ヶ丘二丁目14番地の15
仙台市落合市民センター	仙台市青葉区落合二丁目15番15号
仙台市中山市民センター	仙台市青葉区中山三丁目13番1号
仙台市折立市民センター	仙台市青葉区折立三丁目20番1号
仙台市吉成市民センター	仙台市青葉区国見ヶ丘二丁目2番地の1
仙台市柳生市民センター	仙台市太白区柳生七丁目20番地の7
仙台市太白区中央市民センター	仙台市太白区長町五丁目3番2号
仙台市田子市民センター	仙台市宮城野区田子二丁目4番25号
仙台市松森市民センター	仙台市泉区松森字城前9番地の2
仙台市富沢市民センター	仙台市太白区富沢南一丁目18番地の10
仙台市桂市民センター	仙台市泉区桂三丁目19番地の1
仙台市福室市民センター	仙台市宮城野区福室五丁目9番36号
仙台市南中山市民センター	仙台市泉区南中山二丁目24番地の12
仙台市木町通市民センター	仙台市青葉区木町通一丁目7番36号
仙台市宮城野区中央市民センター	仙台市宮城野区五輪二丁目12番70号

(使用の許可)

第三条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
- 二 センターの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき

(使用料)

第四条 センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 使用料は、前条第一項の許可の際、納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を別に定める納期限までに納入させることができる。

(使用料の額の特例)

第四条の二 市長は、前条第二項ただし書の規定により使用料を別に定める納期限までに納入させる場合において、当該納期限の日以前に、第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。))につき次の各号のいずれかに該当すると認めるとき(使用料が既納の場合を除く。))は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する使用料の額の範囲内で使用料の額を定めることができる。

- 一 天災その他自己の責めによらない事由によりセンターを使用できないとき
- 二 市長が別に定める期間内にセンターの使用の取りやめを申し出たとき

(使用料の返還)

第五条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者につき前条各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第六条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(目的外使用の禁止)

第七条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第九条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の許可を取り消し、又はセンターの使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 使用者がこの条例又は使用の許可の際に付された条件に違反したとき
- 二 第三条第二項各号の一に該当することとなったとき

(指定管理者)

第十条 教育委員会は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十一条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第三条第一項の許可に関する業務
- 二 センターの事業として教育委員会がセンターごとに定める事業に関する業務
- 三 センターの維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第三条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第十二条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(審議会)

第十三条 社会教育法第二十九条第一項の規定に基づき、本市が設置するすべての市民センターに共通の公民館運営審議会として、仙台市公民館運営審議会(以下「審議会」という。))を設置する。

- 2 審議会の委員の委嘱の基準は、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(平成二十三年文部科学省令第四十二号)に規定する基準とする。
- 3 審議会の委員の定数は、十七人以内とする。
- 4 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前三項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則 省 略

別表(第四条関係)

一 専用使用する場合

使用区分		金額	
仙台市中央市民センター	会議室	一時間につき	500円
	第一セミナー室(A)	一時間につき	500円
	第一セミナー室(B)	一時間につき	500円
	第一セミナー室(C)	一時間につき	500円
	第二セミナー室	一時間につき	800円
	和室	一時間につき	700円
	第一音楽室	一時間につき	900円
	第二音楽室	一時間につき	900円
	創作室(1)	一時間につき	700円
	創作室(2)	一時間につき	700円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,800円
		夜間	4,200円
	トレーニング室	一時間につき	700円
	ミーティング室	一時間につき	300円
仙台市柏木市民センター	会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市青葉区中央市民センター	第一会議室	一時間につき	700円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	500円
	第四会議室	一時間につき	700円
	第五会議室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
	小ホール(1)	一時間につき	800円
	小ホール(2)	一時間につき	700円
仙台市生出市民センター	第一講義室	一時間につき	500円
	第二講義室	一時間につき	300円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市高砂市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市中田市民センター	講義室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市岩切市民センター	講義室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	800円
	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	創作室	一時間につき	300円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市七郷市民センター	会議室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	800円
	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市広瀬市民センター	会議室	一時間につき	500円
	セミナー室(A)	一時間につき	500円
	セミナー室(B)	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
	創作室	一時間につき	500円
仙台市宮城西市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市秋保市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	500円
	研修室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市馬場市民センター	会議室	一時間につき	300円
	講義室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	400円
	体育館	午前	1,600円
		午後	2,100円
		夜間	2,500円
仙台市湯元市民センター	会議室	一時間につき	300円
	講義室	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	400円
	調理実習室	一時間につき	400円
	和室	一時間につき	500円
	集会室	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
仙台市泉区中央市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	300円
	研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円

仙台市泉区中央市民センター	音楽室	一時間につき	600円
	創作室	一時間につき	700円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市根白石市民センター	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	工作室	一時間につき	500円
	大会議室	一時間につき	800円
	小会議室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	和室	一時間につき	700円
仙台市南光台市民センター	会議室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	900円
	集会室	午前	2,200円
		午後	2,800円
		夜間	3,300円
	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	300円
	第四研修室	一時間につき	500円
	第五研修室	一時間につき	300円
	和室	一時間につき	300円
仙台市黒松市民センター	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	700円
	和室	一時間につき	700円
	多目的室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市将監市民センター	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円

仙台市加茂市民センター	会議室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	800円
	和室	一時間につき	500円
	第一研修室	一時間につき	800円
	第二研修室	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市鶴ヶ谷市民センター	第一会議室	一時間につき	700円
	第二会議室	一時間につき	500円
	第三会議室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	遊技室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,400円
		午後	3,100円
		夜間	3,700円
仙台市榴ヶ岡市民センター	ミーティングルーム(1)	一時間につき	800円
	ミーティングルーム(2)	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市東部市民センター	会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市荒町市民センター	第一会議室	一時間につき	300円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市北山市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	500円
	和室(4)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	トレーニング室	一時間につき	600円
仙台市若林区中央市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	500円
	第三会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	和室(4)	一時間につき	500円
	和室(5)	一時間につき	500円
	セミナー室(A)	一時間につき	500円
	セミナー室(B)	一時間につき	500円
	創作室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市西多賀市民センター	第一会議室	一時間につき	300円
	第二会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市六郷市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市福沢市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	800円
	第三会議室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市八本松市民センター	会議室	一時間につき	300円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市旭ヶ丘市民センター	第一会議室	一時間につき	900円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	700円
	展示ホール(1)	一時間につき	800円
	展示ホール(2)	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
	小ホール	一時間につき	700円
仙台市八木山市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市三本松市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市山田市民センター	会議室	一時間につき	500円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市茂庭台市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市片平市民センター	第一会議室	一時間につき	700円
	第二会議室	一時間につき	500円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	500円
	和室(3)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市東中田市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市高森市民センター	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	工作室	一時間につき	500円
	音楽室	一時間につき	600円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市松陵市民センター	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	700円
	工作室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市大沢市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市水の森市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	500円
	和室(3)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市若林市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市沖野市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市寺岡市民センター	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	トレーニング室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市貝ヶ森市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市幸町市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市長命ヶ丘市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市落合市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市中山市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市折立市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市吉成市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市柳生市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市太白区中央市民センター	大会議室	一時間につき	800円
	中会議室	一時間につき	700円
	第一小会議室	一時間につき	500円
	第二小会議室	一時間につき	500円
	第三小会議室	一時間につき	500円
	和室(大)	一時間につき	800円
	和室(小)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	700円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市田子市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	900円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市松森市民センター	会議室	一時間につき	800円
	和室(大)	一時間につき	800円
	和室(小)	一時間につき	500円
	工作室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市富沢市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市桂市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	創作室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市福室市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市南中山市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	500円
	研修室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市木町通市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	900円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市宮城野区中央市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	500円
	第三会議室	一時間につき	800円
	第四会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	800円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

備考

- 一 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 二 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後4時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までをいう。
- 三 その使用に係る時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 四 1時間ごとの使用料を定めた使用区分において、第一号の使用時間以外の時間に使用する場合における使用料は、この表に定める額とする。
- 五 前号の使用区分以外使用区分において、次のイからハまでに掲げる使用時間に係る使用料は、それぞれイからハまでに掲げる額とする。
 - イ 午前9時から午後4時30分まで 午前の項及び午後の項に定める額の合計額
 - ロ 午後1時から午後9時まで 午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
 - ハ 午前9時から午後9時まで 午前の項、午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
- 六 前号の使用区分において、第一号に定める使用時間以外の時間に使用する場合(前号の場合を除く。)における使用料は、その使用が午前9時以前又は正午から午後1時までのときは午前の項に、午後4時30分から午後5時30分までのときは午後の項に、午後9時以降のときは夜間の項にそれぞれ定める額を時間割りして計算した額とする。
- 七 使用者が対価の支払を受けて展示会その他の催しを行う場合その他これに類する場合の使用料は、この表に定める額の三倍以内において市長が定める。
- 八 会議室兼調理実習室を会議のために区分して使用する場合の使用料は、この表に定める額に0.7を乗じて得た額とする。

二 個人使用する場合

使用区分		金額	
体育館・ホール・仙台市中央市民センター及び仙台北山市民センターのトレーニング室	一般	一回につき	200円
	小学生・中学生	一回につき	100円
仙台市寺岡市民センターのトレーニング室		一回につき	200円

仙台市市民センター条例施行規則

平成二年三月二九日
仙台市教育委員会規則第五号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市市民センター条例（平成二年仙台市条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第二条 市民センター(以下「センター」という。)の施設の使用時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、同項に規定するセンターの施設の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は休館することができる。

一 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)

二 休日の翌日(日曜日又は休日に当たる場合は、その直後の日曜日又は休日でない日)

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日(前二号に掲げる日を除く。)

(使用許可の手続)

第四条 条例第三条第一項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、使用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用申込書の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一 センターの施設を専用使用しようとする場合には、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の二月前の月の十日から使用日までの期間内に行うこと

二 センターの施設を個人使用しようとする場合には、使用日に行うこと

3 教育委員会は、使用許可をしたときは、使用承認

書を交付するものとする。

4 センターの施設の使用許可に係る手続(センターの施設を個人使用しようとする場合の使用許可に係る手続を除く。)については、前三項の規定にかかわらず、市民利用施設予約システム(仙台市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則(平成十五年仙台市規則第八十七号)第二条第二号に規定するものをいう。)を利用する方法により行うことができる。

第四条の二 条例第三条第二項第三号に規定する教育委員会が不適当と認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 センターの施設において物品又は権利の販売又は宣伝(次項において「物品販売等」という。)を行おうとする場合

二 その他センターの設置目的に照らして教育委員会が不適当と認める場合

2 教育委員会は、前項第一号の規定にかかわらず、センターの設置目的に照らして適当と認める場合は、センターの施設において物品販売等を行おうとする者に対し、使用許可をすることができる。この場合において、物品販売等を行おうとする者は、教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(市長が必要と認めるときの使用料の納期限)

第五条 条例第四条第二項ただし書に規定する市長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する別に定める納期限は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 使用料を口座振替の方法により納入する場合
使用許可を受けた日の属する月の翌月末日

二 区長が特別な事由があると認める場合
区長が定める日

(市長が必要と認めるときの使用料の額の特例)

第六条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が条例第四条の二第一号に該当する場合において、同条の規定により市長が定める使用料の額は、零とする。

2 条例第四条の二第二号に規定する市長が別に定める期間は、次の各号に掲げる期間とし、同条の規定により市長が定める使用料の額は、前項の規定にか

かわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 使用許可を受けた日から使用日の七日前の日までの期間 零

二 使用日の七日前の日の翌日から使用日までの期間 条例第四条第一項の規定による使用料(条例第六条の規定により使用料を減免した場合にあっては、当該減免後の使用料)の額

3 使用者が前条の納期限までに使用料を納入せず、かつ、センターの施設を使用する意思があると認められないときは、当該納期限の日において使用の取りやめの申出がなされたものとみなし、前項の規定を準用する。

(使用料の返還)

第七条 使用者が条例第四条の二第一号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、既納の使用料の全額とする。

2 使用者が条例第四条の二第二号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、前条第二項第一号に掲げる期間においては、既納の使用料の全額とする。

3 使用料の返還を受けようとする者は、還付請求書を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第八条 条例第十条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(審議会)

第九条 仙台市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。

一 中央市民センター長から諮問のあったことについて、審議すること

二 センターにおける各種の事業について、調査研究すること

三 センターにおける各種の事業について、評価

すること

四 その他審議会が必要と認める事項について、審議等を行うこと

2 審議会に会長及び副会長一人を置く。

3 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第十条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、二月ごとに一回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十一条 審議会の庶務は、中央市民センターにおいて処理する。

第十二条 前三条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(実施細目)

第十三条 この規則の実施細目は、教育長が定める。

附 則 省 略